

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表

○ 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第二十六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正	現行								
<p>題名</p> <p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令</p> <p>（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）</p> <p>第一条 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律</p> <p>（以下「法」という。）</p> <p>（第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="162 201 470 1108"> <tr> <td>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項</td> <td>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定</td> <td>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律</td> <td>（平成二十三年法律第二号）第一条の規定によ</td> </tr> </table>	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	（平成二十三年法律第二号）第一条の規定によ	<p>題名</p> <p>平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令</p> <p>（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）</p> <p>第一条 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>（第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="162 1153 470 2049"> <tr> <td>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項</td> <td>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定</td> <td>平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律</td> <td>（平成二十三年法律第二号）第一条の規定によ</td> </tr> </table>	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	（平成二十三年法律第二号）第一条の規定によ
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	（平成二十三年法律第二号）第一条の規定によ						
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	（平成二十三年法律第二号）第一条の規定によ						

(略)	公職選挙法施行令 (昭和二十五年政 令第八十九号)第 四十九条の二第一 項	(略)	法第三十三条第五項(法 第三十四条の二第五項に おいて準用する場合を含 む。)、第三十四条第六 項又は第百十九条第三項 の規定により告示した期 日	(略)	東日本大震災に伴う地方公 共団体の議会の議員及び長 の選挙期日等の臨時特例に 関する法律 (平成二十三年法律 第二号)第一条第一項に規 定する特例選挙期日(以下 「特例選挙期日」という。	めるところにより り行われる選挙については 、それぞれ同法第三条各号 に掲げる選挙の区分に応じ 当該各号に定める日(以下 「告示日」という。)の前 日現在(当該市町村の選挙 人名簿に登録される資格の うち選挙人の年齢について は、同法第一条第一項に規 定する特例選挙期日(以下 「特例選挙期日」という。 (現在)により告示日の前 日に
-----	---	-----	---	-----	--	--

(略)	公職選挙法施行令 (昭和二十五年政 令第八十九号)第 四十九条の二第一 項	(略)	法第三十三条第五項(法 第三十四条の二第五項に おいて準用する場合を含 む。)、第三十四条第六 項又は第百十九条第三項 の規定により告示した期 日	(略)	平成二十三年東北地方太平 洋沖地震に伴う地方公共団 体の議会の議員及び長の選 挙期日等の臨時特例に關す る法律(平成二十三年法律 第二号)第一条第一項に規 定する特例選挙期日(以下 「特例選挙期日」という。	めるところにより り行われる選挙については 、それぞれ同法第三条各号 に掲げる選挙の区分に応じ 当該各号に定める日(以下 「告示日」という。)の前 日現在(当該市町村の選挙 人名簿に登録される資格の うち選挙人の年齢について は、同法第一条第一項に規 定する特例選挙期日(以下 「特例選挙期日」という。 (現在)により告示日の前 日に
-----	---	-----	---	-----	--	--

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第二条 法第一条第一項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九十二条第五項第一号(同令第九十九条、第一百条、第一百十条、第一百十六条、第二百一条、第二百二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)第三条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)
及び市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二条第五項(同令第十四条及び第二十八条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、同号中「任期満了の前六十日に当たる日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第二十六号)の施行の日」とする。

2 法第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に係る地方自治法施行令第九十二条第五項第一号及び市町村の合併の特例に関する法律施行令第二条第五項の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日」とする。

(指定市町村又は特例市町村及び指定県又は特例県の選挙が同時に行われる場合の特例)

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第二条 法第一条第一項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九十二条第五項第一号(同令第九十九条、第一百条、第一百十条、第一百十六条、第二百一条、第二百二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)第三条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)
及び市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二条第五項(同令第十四条及び第二十八条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、同号中「任期満了の前六十日に当たる日」とあるのは、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第二十六号)の施行の日」とする。

(指定市町村及び指定県の選挙が同時に行われる場合の特例)

第三条 公職選挙法第二百十條第三項及び第二百十一條の規定は、法第四

條第二項の規定により法第一條第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）又は同條第四項に規定する特例市町村（以下「特

例市町村」という。）の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する同條第一項に規定する指定県（以下「指定県」という。）

又は当該特例市町村の区域を包括する同條第四項に規定する特例県（以下「特例県」という。）の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

（補欠選挙に関する特例）

第四条 議会の議員の任期満了による選挙について法第一條第一項、第三項又は第四項の規定の適用を受ける指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員の補欠選挙は、公職選挙法第三十四條第二項本文の規定にかかわらず、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二條の規定の適用がなかったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わない。

第三条 公職選挙法第二百十條第三項及び第二百十一條の規定は、法第四

條第二項の規定により法第一條第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）

の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する同項

に規定する指定県（以下「指定県」という。）の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

（補欠選挙に関する特例）

第四条 法第一條第一項の規定の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員の補欠選挙は、公職選挙法第三十四條第二項本文の規定にかかわらず、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二條の規定の適用がなかったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わない。

○ 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第三百三十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>題名</p> <p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令</p>	<p>題名</p> <p>平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令</p>